

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令
 (案) 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案		現行	
法令	規定	法令	規定
別表第一(第三条・第四条関係)	<p>財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年財務省令第十六号)</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 次に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、電磁的記録に記録された事項について必要な程度で検索できる措置を講じなければならない。</p> <p>一〇十 (省 略)</p> <p>十一 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第九条、第三十三条第四項において準用する第九条、第三十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十四項及び第十六項並びに第三十三条の十一第一項</p> <p>十二・十三 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p>	別表第一(第三条・第四条関係)	<p>財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年財務省令第十六号)</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>一〇十 同上</p> <p>十一 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第九条、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項</p> <p>十二・十三 同上</p> <p>4 同上</p>

別表第二（第五条―第七条関係）

五〇	四一	の三	四〇	の二	四〇	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	一	法令
(省略)													関税暫定措置法施行令	(省略)		
(省略)		第三十三条の十一第一項	第三十三条第十六項	第三十三条第十四項	第三十三条第十二項	第三十三条第十項	第三十三条第九項	第三十三条第七項	第三十三条第五項	第三十三条第五項	第九条	第三十三条第四項において準用する第九条	第九条	(省略)		規定

別表第二（第五条―第七条関係）

五〇	四一		四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	一	法令			
同上													関税暫定措置法施行令	同上		
同上			第三十三条第十四項	第三十三条第十二項	第三十三条第十項	第三十三条第九項	第三十三条第七項	第三十三条第五項	第九条	第三十三条第四項において準用する第九条	第九条	同上			規定	